

税の申告・相談を行います

町県民税の申告・所得税の確定申告

～e-Taxでの申告も可能です～

申告期間

2月16日（月）～3月16日（月）

（住民税の申告及び所得税の還付の申告については、2月2日（月）より受け付けします。）

申告会場

朝日町役場2階大会議室 9時～11時及び13時～16時

（3月2日（月）より2階第1・2会議室になります。）

まもなく平成27年度町県民税の申告及び平成26年分所得税の確定申告の時期です。この申告は平成26年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得を対象にしています。

朝日町役場の申告会場では、e-Taxでの申告が可能です。是非ご利用ください（e-Taxの申告には事前に住民基本台帳カード及び電子証明書を取得していただく必要があります）。

* 申告に関するお願い *

- 土・日・祝日及び時間外は受け付けをしておりません。また、混みあっている場合には、予定より早く受け付けを締め切らせて頂く場合があります。
- 申告会場では番号順にてご案内しています。順番によっては、お待ちいただくことがあります。
- 譲渡・贈与に関する申告、あるいは青色申告など専門的な知識を必要とする申告はできかねますので、四日市税務署が用意する申告会場等をご利用ください。
- ご自身で申告書が作成できている方は、直接税務署へ郵送していただくか、1階税務課窓口まで提出してください。
- 申告に関する資料が整っていない場合は、整い次第あらためてお越しいただいております。



町県民税の申告が必要なおもな方（平成27年1月1日現在朝日町に住所がある方が対象です）

- ① 確定申告をする必要のない方で、事業所得（営業や農業など）、不動産所得や配当所得などの各種所得のあった方
 - ② 勤務先から朝日町へ「給与支払報告書」が提出されていない方（昨年中に退職された方、日雇いなどを含む）
 - ③ 昨年中に所得がなかった方で、所得がない旨の証明書（非課税証明書など）の発行を必要とする方
- ※ 毎年税務課窓口にて所得のなかった旨の申告をしていただいている方も申告期間に申告していただくことで証明書の発行がスムーズにできます。

所得税の確定申告が必要なおもな方

- ① 所得金額の合計額から雑損控除その他の所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が配当控除の額よりも多い方
- ② 給与所得がある方で次のいずれかに該当する方
 - ・ 給与収入が2,000万円を超える方
 - ・ 1ヵ所から給与等の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円を超える方
 - ・ 2ヵ所以上から給与等の支払を受けている方で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える方

確定申告をすれば税金の還付を受けられるおもな方

- ① 給与所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
 - ② 給与所得のある方で昨年中に退職し、その後就職もしなかったため年末調整を受けられなかった方
 - ③ 退職所得について20%の税率で所得税を源泉徴収され、その額が正規の税額を超えている方
 - ④ 予定納税をしたが、所得が少なく、確定申告の必要がなくなった方
- ※ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方について、平成23年分以後の所得税の確定申告の提出が不要になりました。ただし、この場合であっても、税金の還付を受けるための申告書を提出することができます。